

## 世界自然遺産への推薦・登録に向けた取組状況

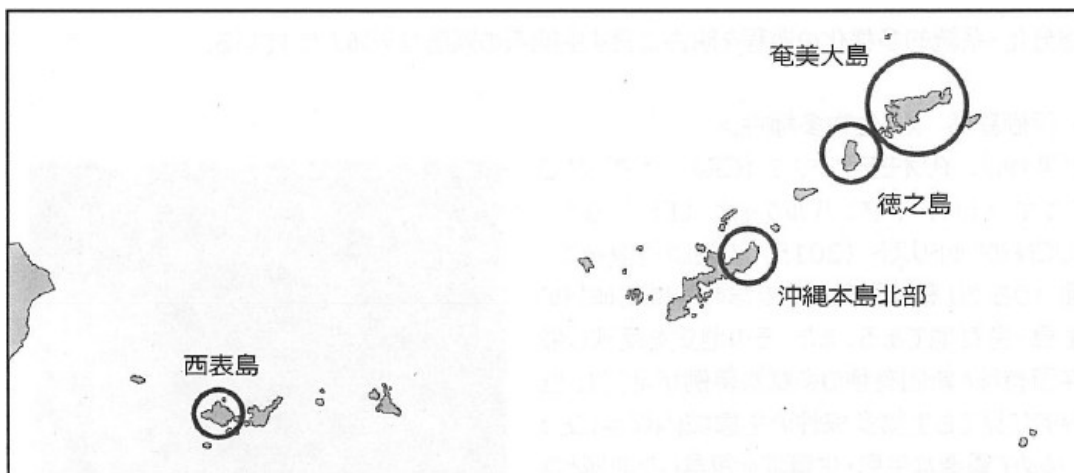
### <世界自然遺産について>

- ・1972年のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)に基づいて世界遺産リストに登録された、遺跡、景観、自然など、人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」を持つ物件のことで、移動が不可能な不動産やそれに準ずるものが対象となっている。
- ・日本では、世界自然遺産として屋久島(鹿児島県)、白神山地(青森県・秋田県)、知床(北海道)、小笠原諸島(東京都)の4件が登録されている。

#### ■世界自然遺産の登録の基準

- 下記の評価基準の1つ以上において顕著な普遍的価値をもつこと。  
(vii)自然景観、(viii)地形・地質(ix)生態系、(x)生物多様性
- 国内法によって、適切な保護管理体制がとられていること
- 価値を構成するすべての要素を含み、大きな悪影響を受けておらず、大きな保全のための十分な面積を有するなど、「完全性」を満たすこと

#### ■奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島 世界自然遺産推薦地



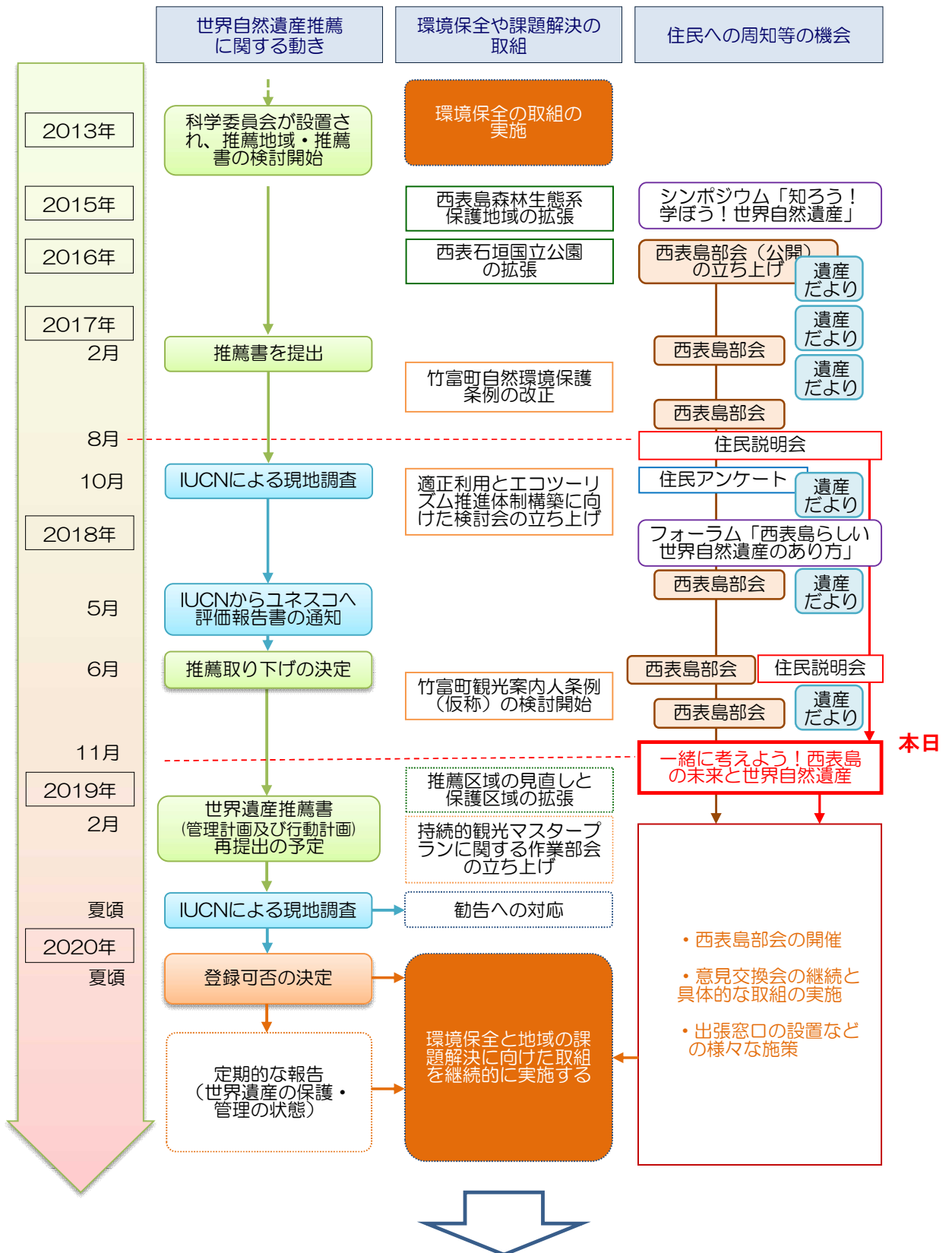


図 世界自然遺産登録の流れと今後のスケジュール

## ＜世界自然遺産の登録に向けた西表島での取組状況＞

西表島の自然環境の保全に向けて、現在ある課題の解決や、より良い西表島の実現、IUCNの勧告事項への対応などのため、西表島において以下のような取組を実施している。

### 1. 環境負荷と住民生活への影響を最小限に抑えるための観光管理の実施

西表島の観光について、環境負荷と住民生活への影響を最小限に抑えることや、観光による利益の一部を環境保全やインフラ整備に活用すること、農業などの他の地域産業の活性化に寄与することなどを目的として「西表島の観光管理の計画」を来年度中に策定するための検討を進めている。具体的には、観光客数の上限数の設定やインフラ（ゴミ処理、上下水道、トイレなど）の整備、環境保全やインフラの維持管理などに活用する観光客からの協力金の徴収などを検討している。

また、森、川、海での自然体験型の観光に関しては、利用するフィールドに関する規制やルールの設定とガイド事業者の登録や認定の仕組みなどをつくるための方策を検討するため、昨年度から検討会を立ち上げており、来年度を目途に「エコツーリズムガイドライン（仮称）」を策定するとともに、必要な法律の適応や条例の制定等を進めていく。

### 2. イリオモテヤマネコの交通事故防止対策の強化

イリオモテヤマネコの交通事故を防止するため、県道沿いの草刈りの実施、路上侵入防止柵の設置等の対策を進めていく。また、車両の安全速度での走行に向けて普及啓発を実施していく。また交通事故の減少に向けて目標数の設定を行い、関係機関や地域住民などと連携した取り組みを行っていきたい。

### 3. 世界遺産の推薦区域の追加・修正に向けた検討

浦内川、ヒナイ川、仲良川などの河川流域を世界自然遺産の推薦区域に追加して、自然環境の保全を促進することを目指して検討を進めている。なお、推薦区域については国立公園の地種区分の変更（第1種特別地域への格上げ）を行っていく。

→別図参照

### 4. 自然環境への影響モニタリングの強化

島内の自然体験フィールドでの利用者数や、利用に伴う歩道の荒廃・希少動植物への影響などについて把握（モニタリング）を行う体制を構築し、継続して実施していく。

### 5. 希少野生動植物の違法採取の防止

希少な野生動植物種の違法採取を防止するため、種の保存法や竹富町自然環境保護条例などに基づきパトロールや監視体制、普及啓発を強化していく。また、野生動植物保護推進員の設置や関係機関での連絡会議の定期実施などを具体的に行う。

## 6. 外来種の防除対策の強化

シロアゴガエル（特定外来生物）の侵入については、早期発見と効果的駆除の実施によりほぼ根絶を達成している。また、ツルヒヨドリやアメリカハマグルマ、ギンネムなどの駆除作業や、今後影響が懸念されるノヤギの生息調査などを実施していく。また今後、地域住民などと協働した駆除作業や、学校との環境教育との連携も進めていきたい。

## 7. 関係行政機関による管理体制の強化

世界自然遺産への推薦・登録をきっかけとして、それぞれの行政機関で管理に必要な人員の増強や予算確保に積極的に取組み、現地での管理体制を強化していく。（環境省西表自然保護官事務所は今年度から人員の増員を行った。）

## 8. 地元住民などによる推薦地管理への参加促進

地域住民との意見交換会を環境省・沖縄県・竹富町が共同で開催するとともに、今後も話し合いの場を継続し、これをきっかけとして目に見える取組を行うようにする。また、イリオモテヤマネコの保護や外来種駆除などを通じて、地域住民の方達が自然環境の保全に関わってもらう機会を設けたい。

## <IUCN※による評価結果と今後の方針>

### ■IUCN による評価結果

2018年5月、IUCN※による「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の評価結果が通知された。その中で、世界遺産登録の可否に関する勧告の4段階の区分のうち、「延期」が適当との勧告がなされた。

勧告の4段階の区分	内容
記載	世界遺産一覧表に記載するもの
情報照会	追加情報の提出を求めた上で、次回以降に再審議するもの
延期	より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの (推薦書の再提出後、約1年半をかけて再度IUCNの審査を受ける必要がある)
不記載	記載にふさわしくないもの

※IUCN（国際自然保護連合）は、世界自然遺産に推薦された資産について、文献調査や現地調査などを踏まえて、その場所が世界遺産として相応しい地域かを助言する役割を担う諮問機関。

#### 1. 「延期」の主な理由

- ① 推薦地は連続性に欠け、遺産の価値の証明に不必要な分断された小規模な区域が複数含まれていること。
- ② 推薦地の連続性の観点で、沖縄の北部訓練場返還地が重要な位置づけにあるが、現段階では推薦地に含まれていないこと。
  - 再推薦までに必要な事項として、北部訓練場の残る地域について、a: 推薦地管理の観点から米軍との調整のさらなる発展、b: 推薦地管理への地元自治体や関係者の参画の推進、c: 私有地（奄美大島）の取得の推進が列挙。

#### 2. 世界自然遺産の評価基準への適合

評価基準	評価の概要
ix) 生態系・生物進化	「延期」の理由①の点で、生態学的な持続可能性に懸念がある等、 <u>基準には該当しないと評価。</u>
x) 生物多様性	「延期」の理由①②を改善することで、 <u>基準に該当する可能性がある</u> と評価。

### ■今後の方針について

IUCNの評価を踏まえて、確実な登録を実現するために推薦を一旦取り下げ、2019年2月1日までの推薦書の再提出を目指すこととした。

## <IUCN からの勧告等への対応>

IUCN からの勧告等の概要（西表島関連）	主な取組の状況や今後の見込み
<p>評価基準(ix)生態系・生物進化の基準には該当しない。</p> <p>評価基準(x)生物多様性には、適切な修正・対応を行えば該当する可能性がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再推薦にあたっては、IUCN の勧告を踏まえて、評価基準(x)による推薦とし、世界自然遺産の価値を説明するストーリーを再検討すると共に、推薦区域等を修正する。</li> </ul>
<p><b>推薦区域を修正すること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模な区域は必要に応じて近くの大きな区域に連結するか、推薦区域から除外すること</li> <li>西表島北部／北西部の重要な河川流域をより多く包むように小規模な拡張も必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政機関及び有識者で構成される科学委員会等において、推薦区域の見直しについて検討を進めている。</li> </ul>
<p><b>土地所有者や利用者が世界遺産の管理に参画すること</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺産価値の管理に関する関係団体や住民との連携を強化する。</li> <li>観光客や地元住民に対して戦略的に普及啓発を行う。</li> <li>入域料の導入など、観光客や企業等による資金・労力を保全の取組に活用する仕組みについても検討していく。</li> </ul>
<p><b>侵略的外来種対策を拡大すること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の自然環境に大きな影響を与えるような外来種（侵略的外来種）への対策を、より多くの種を対象として実施すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>侵略的外来種の侵入状況を調べて、対策を優先すべき種を選んだうえで、全機関により侵略的外来種の防除事業に取り組んでいく。</li> </ul>

IUCN からの勧告等の概要（西表島関連）	主な取組の状況や今後の見込み
<p><b>適切な観光管理を実施すること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光による影響は、西表島では現在すでに重大な脅威となっており、全体的な視点で観光管理について計画する必要がある。</li> <li>受け入れられる観光客の量に応じて、訪問者管理の仕組みや観光管理施設、解説の仕組み、モニタリング（調査）の体制をつくり、観光開発や利用による悪影響を防ぐこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺産登録に伴う観光客の増加が、地域の自然環境や住民生活に影響を及ぼすことなく、遺産登録の効果を地域づくりや地域資源の保全に繋げられるような持続的観光マスタープランの作成を進める。</li> <li>適正な利用のためのルール等を検討すると共に、普及啓発を行う。</li> </ul>
<p><b>絶滅危惧種や人為的影響のモニタリング（定期的な調査）の体制を作ること</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4地域全体でのモニタリング計画を策定し、計画に基づいてモニタリングを実施する。</li> <li>西表島行動計画に基づき、各事業の進捗状況と目標の達成状況を確認しながら、行動計画の見直し・更新を行い、順応的な管理を継続していく</li> </ul>
<p><b>固有種の交通事故</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通事故防止に向けた対策の実施や普及啓発強化</li> </ul>
<p><b>野生生物の違法採取の防止</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律や条例に基づく希少種の指定や、規制内容の周知徹底等に取り組むとともに、監視体制の強化に努める。</li> </ul>
<p><b>管理体制の強化</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界自然遺産に関する職員を増やし、管理体制の強化に務める。</li> </ul>